

奈良県建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十六号

奈良県建築審査会条例の一部を改正する条例

奈良県建築審査会条例（昭和二十五年十二月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（委員の任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の際現に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十九条第二項の規定により知事が任命した委員の任期は、この条例による改正後の奈良県建築審査会条例第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までとする。